

中央環境審議会
第 1 1 回循環型社会部会
議事録

(PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた
追加的方策について (案) に係る議事抜粋)

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日 (木)

1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 3 6

大手町サンスカイルーム A室

環境省廃棄物・リサイクル対策部

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）
- (2) 第三次循環型社会推進基本計画の進捗状況について
 - ・物質フロー指標及び取組指標の進捗状況の点検
 - ・第三次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検報告書（案）（暫定版）
- (3) 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について
- (4) トリクロロエチレンに係る処理基準等に関する廃棄物処理基準等専門委員会報告書（案）について

（配付資料）

- 資料1 PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）
- 資料2 第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について（パブリックコメント案）
- 資料3-1 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更案
- 資料3-2 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更案に係るパブリックコメントについて
- 資料4-1 廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン））（案）
- 資料4-2 「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン））（案）」の概要
- 参考資料1 中央環境審議会循環型社会部会委員名簿

議題（１）ＰＣＢ廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）に係る議事抜粋

○酒井部会長 それでは、議事に入らせていただきます。進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の議題のＰＣＢ廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策案について御審議いただきます。まず最初に、ＰＣＢ廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の永田座長から御説明をいただきまして、その後、この検討状況の詳細について、事務局から説明をお願いするという手順でまいりたいと思います。

それでは、永田先生、まず御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○永田委員 どうも座長の永田でございます。お手元のほうには資料1と資料の補足が配付されていると思います。資料1、これを報告書と呼ばせていただきますが、この報告書は先ほどから御案内のある検討委員会のもとに早期処理推進ワーキンググループを設けまして、酒井部会長に主査をお願いして、精力的に検討いただき、それを検討委員会でオーソライズしたものでございます。

御存じのとおり、このほどＰＣＢ廃棄物の処理につきましては、大きな負の遺産ということで残っておりまして、その解消を目指して中間貯蔵・環境安全事業株式会社、略称でＪＥＳＣＯと呼びますが、その全国の5事業所において、地元の自治体や地域住民の皆さんの御理解と御協力を得て処理を進めているところでございます。

処理期限はさきの特措法政令の改正、さらに基本計画の改訂で延長をさせていただきました。5事業所ごとに別々に計画的処理完了期限というのを定めております。この期限は、地元との約束で再延長はできません。その中で最短の北九州事業所では、平成30年度末が処理完了期限となっております。残すところ3年とちょっとという時期になってまいりました。しかしながら、これまでの取組の進捗状況を見ると、この期限内での処理完了は決して容易ではなく、関係者が一丸となって勢力的に取り組む必要がございます。このため、検討委員会では処理完了期限内に一日も早く、また周辺環境の保全に配慮しつつ、安全・確実に処理を完遂するためには強力な追加的方策の検討が必要と強く認識し、上記のワーキンググループの設置に至った次第でございます。

この報告書では、その内容と表現の随所に、この迫った期限までに我が国からＰＣＢを一掃するという強い決意と覚悟が示されております。12月21日から1カ月の期間で、パブリックコメントの募集を開始いたしました。ここでは座長といたしまして、この報告書の主要な点を申し上げておきたいと思っております。以下の3点がございます。

まず1点目ですが、使用中の高濃度ＰＣＢ使用製品への対応の強化でございます。ＰＣＢ使用機器の製造停止から、もう既に40年が経過しておりますが、未だに使用されている機器が存在いたします。期限内に処理を確実に終えるためには、こうした使用中のものにもその処理期限に間に合うように使用を廃止してもらう必要がございます。トランスやコンデンサに関してのこうした課題の解決には、御推察のとおり制度的には電気事業法の枠組み・役割が極めて重要でございます。検討委員会並びにワーキンググループには、経済産業省の担当部局に毎回参加してもらい、議論にも加わってもらいました。その結果、処理期限の一定期間前に使用廃止

を義務づけるという方向で対応することになりました。この決定は非常に重要でございます。また、使用廃止から適切な処理への一連の対応で、電気事業法とPCB特措法の切れ目のない連携や、最大限の活用も重要であります。こうした視点を実現するために、自治体の権限の拡充・強化などの特措法の関係の改正、基本計画の改訂の実施や、現場レベルで製造事業者などを加えて、早期処理推進体制の強化を図るなど、こうした対応をとることといたしております。

使用中の機器では、もう一つ重要なのが、蛍光灯等に使われている安定器の問題でございます。未だ使用中のものからPCB漏えい等の事故が報道されたり報告されております。平成13年度末に交換を終えるよう、関係全省庁で必要な措置を講じるという閣議了解もされていますが、十分ではございません。この問題に関しては製品安全への対応も含めて対策を強力に推進していきます。

2点目は処理や対策の進捗管理の強化でございます。処理完了期限の確実な達成には、全体の進捗管理が重要であり、特に高濃度のPCB廃棄物については、届出がなされていないPCB使用機器の掘り起こし調査を精度よく、また速やかに完了させること、さらにJESCOにおける処理完了までのロードマップを明らかにし、保管事業者においても長期的な処理の見通しを立て、相互に連携・調整しながら処理を推進していくことが重要です。また、取組の進捗状況もしっかりとフォローアップしていくことの重要性も指摘されておまして、報告書にはこれらの点を盛り込んでおります。併せて、国民にもわかりやすい形で進捗状況の情報提供や、関係者間での情報共有を図っていくことも重要でございます。

3点目は、低濃度PCB対策の推進・強化でございます。今回の追加的方策の提言では、処理完了期限が迫っております高濃度に重点を置いておりますが、一方で低濃度PCBは高濃度とは異なる原因で発生したことや、その状況の違いがあり、報告書ではまずは詳細な実態把握と処理体制の充実を図ることが重要とされております。しかしながら低濃度も平成39年末とされております処理期限内に処理を終えるという重要性は、高濃度と変わりなく、今からしっかりと検討を進めるべきであるとの観点から、今回の基本的方向性を議論いただき、その結果も取りまとめてございます。

報告書の詳細につきましては、引き続き事務局から説明してもらいますが、先ほどパブリックコメントの募集を開始したと申し上げました。PCB問題の解決は非常に重要な事項であり、この部会の委員の皆様からも積極的な御意見を頂戴いただきたいと考えております。よろしく御検討のほど、お願い申し上げます。

それでは、事務局お願いします。

○産業廃棄物課長 永田先生、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告書案のポイントについて御説明申し上げたいと存じます。お手元の資料の資料1補足と、資料1、この2つを御覧いただければと思います。

まず、資料1の補足から御説明申し上げたいと思います。冒頭、永田先生のほうからお話しがございました高濃度PCB廃棄物の処理完了期限でございますが、現在、どのようになっているのがこの資料1補足の1枚目の日本地図に書いてある部分でございます。全国5カ所のJESCOのPCB廃棄物処理事業所ごとに処理完了期限が決まっております。トランス・コンデンサ、それから安定器ごとにそのPCB廃棄物の種類によって異なるものではございますが、一番早いものでトランス・コンデンサ北九州事業エリアの平成31年3月31日と、あと3

年ちょっとしかない、このような状況でございます、この処理完了期限を必ず達成するための追加的な方策について御議論いただき、今回報告書案として取りまとめいただいたものでございます。報告書案につきましては、今年の12月21日から来年1月19日までの間でパブリックコメントの募集を行っているところでございます。このパブリックコメントの結果と、あと本日この部会で御議論いただきましたこの内容を踏まえまして、また改めてこの報告書案について見直しの御議論を2月8日に予定されておりますPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で御議論いただきまして、最終的に取りまとめをお願いするという段取りで考えているところでございます。

続きまして、資料1、本体のほうから御説明申し上げたいと思います。何枚かおめくりいただきまして、まず4ページ、5ページでございますが、ここでPCB廃棄物問題の経緯について整理させていただいております。ポイントを申し上げますと、昭和43年にカネミ油症事件が発生し、昭和47年以降、我が国においては高濃度のPCBは製造されておられません。その後、民間主導でPCBの処理の試みが行われましたが、30年近くにわたり、どこの地域でもその処理施設が立地ができず、処理が滞ったという状況でございます。そうした中でPCB廃棄物の保管の長期化、紛失、漏えい事案が発生し、ストックホルム条約という形で国際的にも対応が迫られ、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分、これが我が国としての国際約束になっております。こういうことも踏まえまして、5ページの(5)でございますが、PCB特措法が成立し、国主導でJESCOによる処理体制の整備を進め、処理をこれまで進めてきたところでございます。

続きまして、6ページを御覧いただければと存じます。PCB廃棄物につきましては、高濃度のものと低濃度のものと2つございます。高濃度のものが3ポツのところでございます。高濃度のPCB廃棄物は5,000ppmを超えるPCB廃棄物でございます、これを現在処理できるのは、事実上、JESCOの全国5カ所の処理事業所だけでございます。これを処理完了期限内に処理を終えるためには、6ページの一番下に書いておりますこのフローチャートのア、イ、ウ、エ、この4つ全ての段階を終えることが必要だと考えております。アが高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了すること。イ、使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること。ウが、これらのものについてPCB特措法に基づく届出がなされること。最後のエが、届出がなされたもの全てについて、JESCOへの処分委託が行われ、これが適正にJESCOにおいて処理が行われることと、この全ての段階を経ることが必要だと考えております。

7ページ以降は、それぞれの段階ごとの課題と今後の追加的な方策について、整理しております。7ページのアの部分でございますが、高濃度PCB廃棄物、使用中のもの掘り起こし調査を完了することでございます。現在、未だPCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等が相当数あるということが私どものほうではわかっております。そのために、掘り起こし調査という形で各自治体においてその調査を進めていただいているところでございますが、ほとんどの自治体では今年度以降本格化する見込みでございます。この7ページの上のほうの主なポイントという形で、四角囲みになっている部分でございます。この調査につきましては、このままでいくと5年程度要する見込みになっております。計画的処理完了期限までに調査を確実に完了させるための追加的な方策について検討することが必要だと、このように

考えております。

主な追加的方策でございますが、10 ページを御覧いただければと存じます。10 ページのま
ず上のほう、アンケート調査の回収率向上のための方策という部分でございます。現状におき
ましては、掘り起こし調査は各自治体においてアンケート調査という形で行政主導ベースの形
で調査が行われているところでございます。しかしながらアンケート調査の回収率が5割程度
であるなど、なかなかその実効性がなく、現場での対応に苦慮されている状況でございます。
そうした中で、この項目の中の2段落目でございますが、アンケート調査だけでは実態把握は
困難なことから、高濃度のPCB使用製品、廃棄物の使用・保管の状況を都道府県市が把握で
きるよう、報告徴収や立入検査を行うことを可能とする制度的措置を検討する必要があると、
このようにされているところでございます。

続きまして、使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化でございます。現在、
なお使用中のPCB使用製品も相当数ございます。これにつきまして、トランス・コンデンサ
につきましては、実は電気事業法の電気工作物にも該当するものでございます。この10 ページ
の下から2段落目を御覧いただければと思いますが、電気事業法の電気工作物に該当するPC
B使用製品につきましては、現在、電気事業法に基づく届出が既に義務づけられているところ
でございます。従いまして、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、この電気事業法の枠
組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底することが必要であるとされているところで
ございます。

また、高濃度PCB廃棄物の中でも蛍光灯等の安定器につきましては、電気事業法の電気工
作物には該当いたしません。しかしながら、これにつきましてもやはり掘り起こしが必要なも
のですから、都道府県市が報告徴収や立入検査を行うことができるよう、PCB特措法の見直
しを検討する必要があるとございます。なお、安定器については電気工作物に該当するものではござ
いませんが、電気工作物に該当するPCB使用製品の掘り起こし調査に際して、同じく周知徹
底を進めていくことが大事ではないかと、このようにされているところでございます。

続きまして、12 ページから御覧いただければと存じます。12 ページが使用中の高濃度PC
B使用製品の問題でございます。PCBは昭和47年以降、既に高濃度のものは製造されてお
りませんが、しかしながら、現在、今なお使用中のPCB使用製品が相当数このPCBの製造が
終わって40年以上経つにもかかわらず、存在しているというような状況でございまして、これ
について、処理期限内に処理を進めるためには、使用中のPCB使用製品に対し、使用停止を
求めるための追加的方策について検討する必要があると、このようにされているところでござ
います。具体的な追加的方策でございますが、15 ページを御覧いただければと存じます。15
ページの真ん中よりやや下のところに、小見出しで輸送機器に組み込まれたという部分がござ
いますが、この上の段落の部分でございます。「このため」から始まる部分でございますが、特
に高濃度のPCB使用製品については、処理期限に間に合うよう、一定の期限を設けてその使
用廃止を義務づけ、処理期限内に確実に廃棄物として処理が行われるよう、必要な制度的措置
を検討する必要があると、このようにされているところでございます。また、電気事業法の電
気工作物に該当する高濃度PCB使用製品に対しては、電気設備に関する技術基準を定める省
令におきまして、本則上は既に使用が禁止されているところでございますが、経過措置が置か
れておりまして、附則の規定で当分の間は使用してもよいとされているところでございますが、

こうした規定について所要の見直しを行うなど、経済産業省において電気事業法の枠組みを最大限活用し、処理期限内に確実にその使用を廃止させることが必要であると、このようにされているところでございます。

続きまして、16 ページを御覧いただければと存じます。16 ページの真ん中の空白行がある部分より下の部分でございますが、これは関係機関の連携のことが書いております。電気事業法の枠組みを活用すると同時に、PCB特措法の枠組み、この両方を活用して関係省庁一体となって取組を進める必要があると、このようなことが書かれているところでございます。

続きまして、17 ページを御覧いただければと存じます。ウの部分でございますが、高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法に基づく届出がなされることとでございます。主なポイントでございますが、1つ目の丸ですが、現在、ある程度、届出がされているところでございますが、2つ目の丸にありますように、未だ届出がされていないものが相当数あります。さらに高濃度のPCB廃棄物であるにもかかわらず、低濃度のものとして届出がなされているものがあるという形で、届出内容の正確性にも問題があると考えております。これに対する追加的方策といたしましては、19 ページを御覧いただければと思います。やはり、届出をしっかりといただくためには、掘り起こし調査をしっかりとやるということが大事だということで、これは先に申し上げたとおりでございます。あとは高濃度、低濃度のこの判別方法、これが未だ十分なものではない部分がございますので、そこについてはしっかりと検討するということと、あとは届出データについてもさらにしっかりとこれを把握できるようにすることが必要ではないかと、このようにされているところでございます。

続きまして、20 ページを御覧いただければと思います。仮にこれらの全ての手順がうまくいったとしても、届出がされたもの全てについて処理が行わなければなりません。しかしながら、20 ページの主なポイントを書いてございますように、法律に基づく届出がされていても、JESCOへの登録が未だなされていないものが相当数ございます。計画的処理完了期限内に、1日でも早く処分委託がJESCOに確実に行われるよう、追加的な方策について検討することが必要であり、さらに、JESCOに処理委託されたものについても、これらはしっかりと安全性を確保することが必要であると、このように書かれているところでございます。具体的な追加的方策でございますが、何枚かおめくりいただきまして、26 ページ、27 ページを御覧いただければと思います。まず、26 ページ、上のほうですが、JESCOへの処分委託を促進するための方策の部分でございます。これにつきましては、まだ処分委託をしていない事業者が多いというような状況でございますので、26 ページの上のほうの空白行より下の部分の、「こうした状況を踏まえ」の部分でございますが、このところで現在PCB特措法の政令で定める期限である平成38年度末を超えれば、法律上の命令等ができるようになっているわけでございますが、基本計画で定める期限を確保するために、必要に応じて改善命令を発出できるよう、PCB特措法の見直しを検討する必要があると、このようにされているところでございます。また、中小企業等につきましては、資金不足等のためJESCOへの処理委託が困難であるというような事情もあると聞いておりますので、こうしたものについては現在基金を設けて、中小企業については70%分の費用補助をしているところでございますが、これにつきましては継続する必要があるとともに、その拡充について多面的にその必要性も含め、検討することが必要と、このようにされているところでございます。

続きまして、26 ページの下のほうでございますが、PCB問題も長いものですから、保管事業者が破産、死去等をしているような事例も相当数ございます。こうしたものにつきましては、都道府県市が行政代執行等を行えるようにする、そうした仕組みが必要ではないかと、このようにされているところでございます。

27 ページの次の文は、これは施設の安全性、PCB処理事業所の安全性をしっかりと確保する。これは当然のことであるという形で書かせていただいているところでございます。

続きまして、28 ページからが低濃度の部分でございます。低濃度PCB廃棄物は5,000ppm以下のものがほとんどでございます。これはPCBそのものの製造が終了した後、非意図的に混入して、そのまま低濃度、ごく微量入っているようなものでございます。これにつきましては、28 ページの(1)のほうで、基本的考え方を示しておりますが、まず低濃度PCB廃棄物の処理完了期限は、高濃度よりも後に設定されており、平成39年3月31日が処理期限です。低濃度のものについては、民間の事業者による処理が可能なものでございまして、現時点では26の無害化認定の事業者がいらっしやいまして、そこで処理が進んでいるところでございます。こうした状況でございますので、2つの丸ですが、まず処理期限、先に到来する高濃度のものについて、重点的に取組を進めることは必要であるが、低濃度PCBは廃棄物についてもやはりその対策の重要性には変わりはありません。その際の留意事項を書いておりますが、まず、PCB特措法制定以降に微量PCB汚染廃電気機器等の問題が発覚したため、使用中のものが相当数あると想定されること、さらに汚染の原因を踏まえ、関係者の共通の理解のもとで、納得感をもって処理を行うことが重要であること、低濃度PCB廃棄物の処理体制については、現在まだ整備途上でございます。その充実、多様化を図ることが重要であるなど、高濃度PCB廃棄物とは状況、事情が異なる点にも留意することが必要であると、こういう形でそれぞれ29 ページ以降では基本的考え方ということで整理がされているところでございます。

続きまして、最後のほうでございますが、本報告書のまとめの部分でございます。40 ページを御覧いただければと思います。終わりにの部分で、この報告書としての基本的認識をお示ししているところであり、3段落目から御覧いただければと思いますが、今般の検討結果を踏まえた対応は、やり直しができるものではなく、真に実効ある措置とすることが強く求められる。残された時間を考えると、制度的な対応を含めて可能な限り早期に措置を行うことが必要である。さらにPCB廃棄物の期限内処理を確実なものとするためには、制度的な対応に加えて、今般の検討結果を踏まえた基本計画の見直しを速やかに行うことが適当であり、処理完了に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにし、取組の進捗状況について定期的にフォローアップを行うなどにより、講じた措置の実効性について、不断の点検を行うことが重要であると、このようにされているところでございます。

若干、駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○酒井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見を承りたいと思います。委員の方、いかがでございましょうか。御意見ある方、また名札を立てていただけますでしょうか。

それでは、大久保委員のほうから回してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○大久保委員 御説明ありがとうございます。これだけ処理が長引いているということには、幾つかの原因があると思うのですが、例えば15 ページで言及されました附則の経過規定が今現在

をもってしてもまだ残されたままになっているという要因ですね。どういう理由でこれだけ問題になっているのに、この附則規定が残っているのか。処理が進まないのかということにつきましても、この経過規定自体を廃止できなかった要因が解決されないと、なかなか実効的な処理が進まないと思いますので、その点、経費の問題であるのか、それとも何か別に問題があるのか。そしてそれらの課題については、もう解決の見込みができたと考えてよいのかという点を教えてください。

もう一つ、この有害性について、十分情報伝達が行き渡っているのか、それとも啓蒙はきちんとなされているが対応がなされていないのか。啓蒙が十分でないとする、その点についての措置は何か今回入れられたのかという点について教えてください。

○酒井部会長 ありがとうございます。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 私のほうからは、意見、質問というより、要望ということでお願いします。本報告書をまとめたPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、これには保管事業者の立場として、産業界委員も参画し、計画的に処理を進めている事業者への配慮等について、報告書にしかるべく取り入れていただいていると伺っております。産業界では高濃度、低濃度ともにPCB機器をまだ相当数保有しております。これらの適正かつ確実な処理を関係者と連携しながらしっかりと取り組んでいく予定でございますので、引き続き環境省の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、最後に話がございました、微量PCB汚染廃電気機器ですけれども、これにつきましてはリスクに応じた合理的な処理の仕組みの実現に向けた検討の加速を引き続きお願いしたいと思います。

以上でございます。

○酒井部会長 どうもありがとうございます。

大迫委員、お願いいたします。

○大迫委員 ありがとうございます。大きく2点あるのですが、全体的に大変踏み込んだ形で、いろいろな緊急的なこの大きな問題に対する対応等、きちっと取りまとめられているかなというような印象を持っています。ただ、ちょっと全体的に今、小川委員からありましたけれども、経産省なり産業界の取組の積極性みたいなものを、よりきちっと考え方をまとめていかないと、あるいは具体的な取組に落とし込んでいかないと、なかなか推進が図れないのではないかとこの部分の危惧もしております、2点コメントなんですけれども、1点は安定器の取り扱いについてということで、これは電気事業法の電気工作物というものに当たらないということでありましたが、これに関して、環境省と都道府県のリソースだけで対応していくというのは限界があると思われまますので、やはりこの電気工作物に係る規制の運用の中で、より具体的な形で経産省における掘り起こし調査への協力の取組だとか、あるいは使用廃止に向けての事業者への働きかけに関して、より具体性を持った取組を実現していただくというようなことが必要ですし、また、もちろん環境省、都道府県との連携体制の構築ということは不可欠かなと思っております。

それから2点目は、行政代執行の件です。破産等によって処理が見込めないPCB廃棄物ということが出てくる可能性もあって、それがまた処理期限を超えて出てくる可能性もあるわけ

でありまして、やはり都道府県の行政代執行というのは、最終的には不可避ではないかと思っております。ただ、都道府県が負担するということが大変難しいですので、そこは何らかの財政的な支援に関して、やはり関連の産業界が負担するという部分も検討していくべきではないかと思っております。それは産業廃棄物の不法投棄に係る行政代執行、あるいは基金制度等の例がございますので、そういった類似の制度等、フレームも検討していくべきではないかと思っております。

以上です。

○酒井部会長 ありがとうございます。

引き続き、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 大迫委員のお話に結構重なりますけれども、全体として見るとやはり今まで各保管者の自主性にある程度委ねているところがあったので、今までうまくいかなかったということがあると思いますし、さらに使用時についても、もう廃止するということを今回打ち出すということになります。これはPCB関係の製品の使用からもう40年もたっているもので、それが可能になってきたということはあると思いますので、ぜひ、この方向で進めていただけるとありがたいと思います。

さらに2点ございますが、一つは安定器の取り扱いですが、これに関しては電気事業法の電気工作物として規制の網にかける必要があるのではないかと、検討委員会のほうでも意見として申し上げました。報告書によると、安定器については電気工作物ではなくて、これに付随する電気使用機械器具に該当するということですが、経年劣化をして、安全性の懸念が出てきたという場合も、当然たくさんあると思いますので、そういうことに関してもう少し検討すべきではないかと思っております。電気工作物である電気回路の安全を保つという観点から、PCBの安定器を接続させないといった電気事業法側の制度的な対応ができないのかどうかということについて、経済産業省さんにぜひお伺いしたいところでございます。

それから仮に安定器に関しては電気事業法で対応ができないということになった場合におきましても、電気回路の中でのトラブルの発生の蓋然性が高い使用中のPCBの安定器につきましては、PCB特措法の枠組みで環境省とか都道府県、あるいは市だけで行うということは限界がございますので、これは先ほど大迫委員もおっしゃったところでございますが、ぜひ経済産業省さんにおかれましても、電気工作物の設置者に対して早期の処理を指示していただくと大変ありがたいですし、ぜひやっていただきたいと思っております。

それから第2点は行政代執行についてでございますが、先ほども大迫委員におっしゃっていただいたように、破産等によって実際に処理の見込みがないPCB廃棄物については、JESCOの稼働中に処理をしないとその後処理される見込みはないので、ゆっくりしている暇はないわけですね。だから行政代執行はぜひもしないといけないという場面が出てくると思うのですが、都道府県、あるいは市において行政代執行するということをぜひ新しい改正法の中に入れていただければと思います。それについての支援の話も、先ほど大迫委員が言ってくださいましたけれども、既にPCB特措法の中には、製造業者さんに対しての責務についての規定がございますので、それを活用しながら、あるいは不法投棄に関する産業廃棄物についての不法投棄に関する行政代執行の費用支援については、また別の検討がなされていまして、既に行われていますが、そういうものも参考にしながら、高濃度のPCBの製造業者やそれを

使用する製品の製造業者さんを中心に、費用負担をぜひしていただいて、都道府県市が行政代執行をするときの支援をしていただきたいと思います。どうしても都道府県市が行政代執行をすると、基本的には自分のところのお金がかかりますので嫌がるわけですが、それに対する支援はぜひしていただく必要があるということだと思います。

産業界全体でPCBとの関連性があるとすれば、やはり産業界全体での社会貢献ということも御検討いただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○酒井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、崎田委員、引き続きお願いします。

○崎田委員 ありがとうございます。このPCBは処理施設がなかなか建設の場所が決まらないということで、長く進んでいかなかったのですが、化学処理のこういう施設をつくるということで進んできたということで、着々と進んでいるという認識でございましたが、今日のいろいろ御説明を伺って、もう最後の数年、やはりきちんと地域の方との約束を守って、この期間でやっていただくということは大変重要な国の取組としてきちんとやっていただきたいと思います。

その上で、やはり課題解決のために今回委員会でしっかりとお話をさせていただいた一つ一つに関しては、もう全て納得で、早くこういう処置をしていただきたいと思います。特にやはりメーカーの方、販売の方、使用した人、そして自治体、国、各省、全てが一丸となってきちんとした処理を終わるために取り組むという、そのところをしっかりと確認をした上で取り組んでいただくということが課題として出てきた、掘り起こし調査がうまくいかないとか、使用の廃止がもっと早くしなければいけないとか、JESCOのほうへ委託がなかなか進まないとか、いろいろなところをきちんとそういう関係省庁、関連業界、全部で取り組むという、まずそこを確認するというのが大前提ではないかなと感じました。

なお、やはり社会全体もこれに関心を持っていく。例えば自分の住んでいるマンションの安定器って大丈夫なのかなとか、管理組合で一回そういうことを言うていただくという、そういうことだけでもやはり社会の温度というのは変わってくると思うので、そういう社会全体の先ほど大久保先生から啓蒙というお話がありました。やはり社会全体への情報発信を、一度徹底的にやって、こういう新しい取組を周知させるという作業は努めていただきたいと思います。なお、そのときに、やはりまだまだ知られていない低濃度PCBの課題についても、きちんと入れておいていただいて、次の対策にしっかりとつなげていただくということが大事ではないかと思っております。

よろしくをお願いします。

○酒井部会長 ありがとうございます。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 要望でございますが、掘り起こし調査をやるということで、これはもう絶対必要不可欠なことですが、従来やったら回収率が50%程度だったということで、これではとても全然話にならないような気がしますので、ここにいろいろな形で立入検査をやるだとか、あるいは制度的な措置を検討するとか、そういったことをぜひやって、きちっと実態把握をして、計画を立てていただきたいと思います。ということが1点でございます。

2点目は、今も崎田委員からもお話がありました啓蒙に関してですが、自治体ごとにすごく温度差があります。例えば施設のある自治体、あるいは周辺の自治体は、非常に関心が高いのですが、間に合うように出せばいいだろうという程度しか考えていないような自治体もままあります。再延長はないということで、きちっとそういう決意を含めて自治体のほうに働きかけをお願いしたいと思います。

最後になりますが、3点目ですが、実際に保管をしている、要するにPCBが入っているということで保管をしているもののうち、相当量、1割とか2割とか3割とか言われておりますが、入っていないものを一緒に保管をしている例があると聞いております。あるいは機器によっては分解ができて、PCBが入っている部分とそうでない部分も、結束されているような形が、簡単に分けて処理することができる。そうすると、処理費がものすごく高額でございますから、そういった意味で見直しをしていただいて、減量化をするということが求められるのではないかと思いますので、そういったことをやれる機関というのはそんなに多くございませんので、その辺の情報もぜひ提供していただければと思います。

以上です。

○酒井部会長 では、高岡委員、お願いいたします。

○高岡委員 まず、8ページの北九州市の事例が書かれておりますが、これでまだ1割相当がこういうところで見ついているということに少し驚きました。また、ここに書かれておるところでは、調査にさらに4年程度を要する状況ということを考えますと、最後のこの使用期限について今日御説明ありましたが、非常に早急に対応していかなければならないのではないかと改めて思います。

それから15ページに、いわゆる使用廃止を義務づけ、処理期限内にというような文言がございますが、各エリアによって、いわゆる終わる時期が決まっているということも御紹介ありましたが、そういう意味ではエリアごとにこの期限も変わっていくのか、どう考えるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、最後のほうに慌てていろいろなものが出てくる可能性があるのですが、JESCOが計画的に考えている以上のものが一時的にかなり出てきたときに、それを処理できるのかというキャパシティの問題について、どう見ているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○酒井部会長 高橋委員。

○高橋委員 全国市長会の廃棄物処理対策特別委員会の委員として、幾つかの意見をいただきましたので、ちょっと長くなりますが、お願いしたいと思います。

まず、2ページの14行目ですが、その達成に向けて関係機関があらゆる努力を払うというくだりがありますが、基礎自治体である市区町村への情報提供、あるいは協力も必要であるということでありまして、ぜひ市区町村と連携して対応をお願いしたいという意見がありました。

それから6ページでございますが、2つ目の丸、上から数えて8行目ですが、PCB廃棄物の処理のというくだりがあると思いますが、今後掘り起こし調査が本格化するなど、使用中のPCB使用製品や、廃棄物の把握を推進していくこととなりますが、国民等に対する周知徹底

の方策等について、できれば具体的に例示をしていただきたいという意見がありました。

それから7ページになりますが、都道府県市の調査のくだりであります。私どもは一般市におきましても、市の公共施設等について実態把握について労力をかけているわけですが、かなりの時間を要するということがあります。そういった状況を考えますと、都道府県市で行う管内の全ての事業者に対する調査というのはかなりの期間がかかるのではないと思われるわけですが、調査の実施に当たってより具体的で詳細な方策、こういったものを早急に取りまとめていただきたいという意見がありました。

それから9ページになりますが、国と都道府県市との連携のくだりであります。高濃度PCBの処理期限が間近に迫っているということに鑑みまして、国におかれては掘り起こし調査への協力について広く周知・啓発をお願いしたいという要望がございました。

そして16ページになりますが、使用中のPCB使用製品についてのくだりがございます。先ほど永田先生からの御報告もありましたが、使用済のもの、廃棄物についてはPCB特措法で規定があるわけですが、使用中のものについては電気事業法において使用中止についての定める規定が現在はないということですので、ぜひ、法改正を含めて使用中のものについての使用禁止規定を整備していただきたい。また、経済産業省においても早期に使用中のPCB使用製品において、掘り起こし調査をぜひお願いしたい。末端の都道府県市の対応を急かすばかりでは解決は難しいので、経済産業省、電気保安協会など、情報共有、連携を図っていただきたいという要望がございました。

そして23ページになりますが、このあたりで現在、全国で5カ所、ブロック分けをしてそれぞれJESCOの対応工場処理をしているということがありますが、非常にエリアごとに、特に東京は安定器についてはゼロパーセントということがありますが、進捗状況はかなり大きく乖離があるということがあります。ぜひ、全体的なスピードを上げるためにも、できれば事業地域の撤廃、他が空いていればそこにも処理が頼めるような体制ということをしてできないかという要望がございました。

そして26ページであります。JESCOにおいて長期的な処理の見通しをというようなくだりがありますが、ぜひどれぐらいの期間で自分のところに順番が回ってくるのかという見通しも聞かなければいけないということがありまして、順次、長期的な処理の見通しを明確に示していただきたいという要望がございました。

同じくこのあたりのくだりですが、代執行について、27ページに記載がありますが、事業者の資金力不足などについては、今以上にぜひ御援助をお願いするとともに、進捗を促していただきたいということがありました。

あと、全体的にどこのページということではないのですが、意見として、これはJESCOの工場の立地について受け入れているその市の御意見としてありましたが、やはり本来であればそれぞれ処理すべきところを、ほかのエリアで処理するところがないので、自分のところの市内で受け入れているという実態もあるということでございますので、期限が決まっているということはあるが、その期限末ということではなく、期限内としても一日でも早く処理を完了してもらいたいというのが、工場の立地市からの要望としてかなり強く御要望がありました。

そして、対象事業者の協力が不可欠であるとか、基礎自治体としても情報共有しながら一緒に取り組んでいく必要があるということ、さらには掘り起こし調査について、より一層の周知、

またテレビ・ラジオなど、多くのメディアでこういったものを広く国民に周知をしてほしいということがございました。

また、場合によっては一般廃棄物として排出される可能性があるということがございますので、対象品目をリストアップして、基礎的自治体の市にもぜひ情報提供をお願いしたいというようなことがありました。

私からは以上であります。

○酒井部会長 では、富田委員、お願いします。

○富田委員 ありがとうございます。

高濃度の処理に関して、お願いとそれから質問が1点ずつです。お願いのほうですが、処理待ちで保管し続けている事業者がいるわけですが、処理の能力から考えて順番待ちというのはやむを得ないと思うものの、トラブル等でJESCOの処理がなかなか進まないという状況も過去にありましたので、御説明の中にも、また報告書の中にもどこかに入っているのだろうと思いますが、JESCOの処理、トラブルなく順調に処理し続けていただけるように、切にお願いをいたします。

それから質問ですが、九州の処理を一番早く終えなくてはいけないということですが、九州、中国地方、それから四国で、処理を終えられないという可能性があるのではないかと思うのですが、そのときはどうされるのか。恐らく別のところでということになるのだろうとは思いますが、そうすると処理が既に終わったところと、これから遠くまで運ばなくてはいけないところがあることとなります。処理費用の公平性というところに関して、どのように考えたらいいのか教えていただければと思います。

以上です。

○酒井部会長 どうもありがとうございました。

委員の方から非常に多くの意見を頂戴いたしました。この中で、今事務局のほうからお答えいただける範囲をお答えいただきまして、また経済産業省への御意見をというところもあったかと思えます。今日、経産省も陪席いただいているようでございますので、引き続いて可能なところを御回答いただけますようお願いいたします。

○産業廃棄物課長 それでは、よろしいでしょうか。

○酒井部会長 お願いします。

○産業廃棄物課長 本日は大変数多くの貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。本日、いただいた御意見につきましては、永田先生ともしっかりと御相談させていただいた上で、さらに今後、議論を永田先生の委員会のほうで進めていただければと考えております。

その上で、本日御質問いただいた点につきまして、若干漏れがありましたら大変申し訳ございませんが、できるだけしっかりお答えをしたいと考えております。

まず、大久保委員のほうから、大きく2点の御指摘をいただいた部分でございますが、一つが使用中の機器の問題、なぜこれが現在経過措置であるとはいえ、使用が認められているのか、それで今回これを見直すということにしたのは、何か準備が整った、もしくは今までできなかった何かの事情が変わったからなのかと、こういうような御質問であったかと思えます。

まずこれにつきましては、当時、どのような経緯でこの附則が入ったのかというところ、いろいろあると思うのですが、恐らく当時はこんなに長く使用中のものの使用が継続されると

は、恐らくどの関係者も思っではいらっしやらなかったのではないかと考えております。既に製造を中止されてから40年以上経っておりますので、通常であれば、もう既にほぼ全てが使用を中止しているはずのものでございますが、現実的に今ふたを開けてみますと、まだまだ相当数使用が継続されているものがあると、こういうような状況が判明いたしましたので、そうした現実の状況を踏まえ、やはり経過措置の規定や、あと電気事業法の電気工作物に該当しない安定器については、今、何の規定もないわけでございますが、それにつきましても、やはり使用廃止にまで踏み込んだ対応が必要なのではないかと、こういう形で今回の報告書のほうに記載されているところでございます。

さらに、PCB問題、これについての普及・啓発、これにつきましては本日も数多くの先生方から御意見賜ったところでございますが、これについてはやはり40年以上前のものということがありますので、まだまだ国民の皆様方、関係の事業者の方々への働きかけは私どもとしてまだ弱いと、このように考えております。これにつきましては、報告書の案の中でもしっかり取り組むようにという記載があるところでございまして、さらには現在、各地域ブロックごとに、関係者、地方公共団体、それから環境省、経済産業省、それから電気保安協会の皆様方、電気管理技術者協会の皆様方、さらにはそのほかの関係の皆様方にお入りいただいた早期処理の連絡会議というものを、今年から実は立ち上げたところでございます。

報告書の中でも、そうしたものの開催頻度を上げるとともに、関係者が一丸となつていろいろな方々への働きかけ、普及・啓発を拡充すべきではないかと、こういった御意見をいただいているところでございますので、これについてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。そうした中で、特に安定器に関しましては、今日数多くの御意見を各委員からいただきましたとおり、環境省、自治体だけではなかなか力が足りない部分でございますが、そうした取組につきましては関係事業者、それから経済産業省の皆様方とも、一緒に一体となつてPCB問題の解決を進めていくということで、関係者一体となつて取組をしっかり進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、小川委員のほうから御要望いただきました低濃度のものについては、リスクに応じた検討をしっかり進めてほしいという、こういう部分につきましては、報告書案のほうでもそうした方向性をいただいているところでございますので、これにつきましては引き続き今後検討が進められることになると、このように考えているところでございます。

それから大迫委員のほうから御指摘いただきました安定器の部分につきましては、私どもとしても経済産業省、そのほか関係の事業者の皆様方と一緒に実効ある対策を進めていきたいと考えております。さらに行政代執行の部分につきましては、支援の仕組みを検討すべきではないかと、こうした御指摘を大塚委員からもいただきましたが、それにつきましても、報告書案のほうでも行政代執行に要する費用についての支援のあり方についても検討する必要があると、このように記載いただいているところでございますので、その記載内容を踏まえまして、私どもとして今後検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、あと崎田委員から御指摘いただいた部分につきましては、社会全体でしっかり取り組むというところにつきましても、先ほど関係者の連絡会議を設けたというところがございますので、そうした場も活用しながら、あと製造事業者の皆様方とか、関係の事業者の皆様方も、現在、ホームページ等でいろいろな形で働きかけは実は進めていただいている部分があ

ざいます。ただ、それが末端までなかなか届いていないという部分がございますので、そうしたいろいろな関係者が取り組まれている内容を糾合して、一体的に効果的に働きかけができるようにということを今後考えてまいりたいと思っております。

続きまして、佐々木委員のほうから御指摘いただいた部分でございますけれども、掘り起こし調査、これしっかりやるためには、やはり実態把握が大事であって、立法的措置、そうしたものも含めてしっかり考えるべきだと、こういう御指摘を賜ったところでございます。これにつきましては、御指摘を踏まえてしっかり考えてまいりたいと思いますが、そうした中で特にいただいたのが、各自治体の皆様方への情報提供、働きかけ、これをしっかりすべきではないかということでございます。これにつきましても、私どもとしてはまだまだ至らない点が数多くあると思っておりますので、そこは各自治体の皆様方が現場現場でしっかりと取り組んでいただけるように、私どもとしてもしっかり情報提供、さらには環境省自身、それから国の関係機関と一体となって、各地域レベルでしっかり汗をかいていきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、高岡委員のほうから御指摘いただいた部分でございますが、使用廃止の義務づけということであれば、これはエリアごとに処理完了期限が異なるので、その廃止の期限も異なるということを考えるべきではないかという御指摘でございました。これにつきましては、私どもとしても恐らくそうしたことも考えなくてはいけないのではないかと、このように考えておりますが、具体的には報告書を承ったところで、またしっかり制度的にどういう対応が可能なのかということは考えてまいりたいと思っております。

さらに、御懸念いただきました部分につきましては、処理完了期限ぎりぎりが出てきたものについて、JESCOのキャパシティの問題として、本当に処理ができるのかと、こういう部分がございます。それにつきましては、確かに御指摘の部分もでございます。ただ、数多くの事業者の方々には実際に今御協力をいただいているところでございまして、そうした事業者の方々と調整をしっかりとしながら、とにかく早く出していただければ早く出していただく。もちろんそのためにはJESCOのほうの受入態勢の問題、さらに見通しをしっかりとお示しできていなければならないという御指摘も数多く賜っておりますので、JESCOともしっかりと調整をしながら、各協力していただける事業者の皆様方のPCB廃棄物につきましては、計画的に滞りなくその処理が前倒しで進むように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。もちろんその際には、JESCOの処理施設がしっかりと稼働し続けるということがまず何よりも大事でございますので、安全確保につきましては、私どもとしてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、あと高橋委員からも数多くの御指摘を賜りました。幾つかの御指摘の部分につきましては今申し上げたところである程度重なっている部分がございますが、特に御指摘いただいた中で、処理完了期限、地域ごとに異なっている中で、そうしたもののうちでエリア間の移動というのをもっと認めるべきではないかと、こういう御指摘でございましたが、これは実際に処理事業所を置かせていただいている各地元自治体の皆様方とお約束で、それは原則としては認められないということになってございますので、それは難しいのではないかと、私どもとしてはそういうことはしないという前提で、今後対策を考えてまいりたいと考えております。

そうした中で、では例えば処理期限間に合わなかったらどうなるのかと、こういう御質問ご

ございましたが、それにつきましては私どもとしては、この期限は地元とのお約束で必ず守るべき期限だと、このように考えておりますので、この期限を守るために今できることを全てやるという気持ちでしっかりとまず取組を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

さらに行政代執行等、御意見いろいろ賜りましたが、これにつきましても、私どもとしてそうした措置がしっかり講じられるように、引き続き検討を進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

若干、漏れている部分があるかもしれませんが、概要を申し上げますと以上でございます。引き続き、ぜひ御指導いただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、経済産業省のほうから補足等ございましたら、よろしくお願い致します。

○経済産業省電力安全課電気保安室長 経済産業省の電力安全課でございます。貴重な御意見、ありがとうございました。

まず最初の御質問についてですが、電気事業法の省令の附則において、経過的措置として設置されているものはその使用が認められている理由は、今環境省からも御説明がございましたが、昭和51年に認めております。その当時としましては直ちにPCBが漏れ出るようなことがないということから、現に設置されているものについては経過的な措置として継続的な使用が続けられてきているところでございますが、その後、国内あるいは国際的な状況も変わってきておりますので、PCB使用機器について、できるだけ早く、確実に処理する方向で考えていきたいと思っております。

そのほか、安定器についても多くの委員から貴重な御意見をいただきました。電事法の枠組みにおいては、トランスやコンデンサなどは、電気工作物として規制の対象で届出の対象になっておりますが、安定器につきましては、一般的な家庭の電気製品と同じ扱いとしていて、電事法の規制対象とはなっておりませんので、届出の対象にもなっておりません。その安定器においてもPCBが使われている機器があるということでございますので、その早期の処理に関しては、都道府県市や環境省だけでは限界があるという御指摘もいただきましたので、経済産業省としましては、関係団体の保安協会や電気管理技術者協会などの協力も得ながら、早期に処理が行われるよう可能な範囲での広報などをしていきたいと思っております。

それから電路に設置されている使用中のPCB使用機器についての使用の禁止について、電事法で規制ができないかという御指摘もいただきましたが、これについては今後、環境省とも連携しながらしっかりと考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、PCB使用機器の早期・確実な処理は、非常に重要な問題だと認識しておりますので、本日いただいた御意見、あるいはこの報告書をまとめるに当たって、検討委員会やワーキンググループでいただいた御意見も踏まえながら、環境省ともしっかりと連携して電事法の枠組みの中でできること、あるいは事業者に対して協力を求めていくことなどを検討して、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

○酒井部会長 では、一通り御意見お聞きしましたが、永田委員のほうから手が挙がっております。よろしくお願い致します。

○永田委員 どうもありがとうございました。皆さんからいただいた御意見、大部分がこの報告

書の趣旨を御理解いただいた上で、貴重な御意見として、さらにこれを推進していけという内容で御指摘いただいたことかと思えます。いずれもごもっともな内容でございました。パブリックコメント後に先ほど申し上げましたように、また検討委員会を開催いたします。そこでこの報告書を成形することを検討していくわけでございますが、その際に参考にさせていただきます。

冒頭に申し上げましたように、負の遺産の処理という観点から見ていきますと、私も大学卒業以来、ずっと環境問題に関わってきましたが、なかなかこれが片づいたという問題がございません。そういう意味では、このPCBだけは私ももう人生の終わりにかかってまいりましたが、まさにPCBもこれが日本からなくなる時代がもう目の前に来ているということになりまして、そういう意味では、先ほど市民に対する啓蒙・啓発の話が出てまいりましたが、私はどちらかといいますと、市民にはここまで来たのでもう一段、努力していきましょうというような趣旨での情報提供が非常に重要なのではないかなと思っておりますので、そうした視点でまた検討もさせていただきます。

早急に制度的な対応が必要で、またそれを踏まえた上での対策を実施していくという形になりますが、先ほどこの終わりにの文章の中で、角倉課長が読み上げたその下にまた重要なことが書いてありまして、追加的な方策を講じて、さらにまだ問題が起こるのであれば、それに加えての追加的な方策を講じることに躊躇してはならないと書いてございます。もう可及的速やかにこうした対応を行っていききたい。

それからその下の行に、処理施設の解体の話も出てきます。もう終わりを見据えています。北九州が一番早く終わりになるわけですが、処理が終わった後の施設を撤去していくということも検討対象に挙げてございます。そうした流れの中で、このPCB問題を解決していくということで、ぜひ皆さんにも御協力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○酒井部会長 永田先生、どうもありがとうございました。

それでは、先ほどいただいた意見と事務局とのやりとりのうえで、再度御意見という方はおられますでしょうか。

大久保委員、どうぞ。

○大久保委員 すみません、一点だけ。行政代執行ですが、基本的に今のお話を伺っていると、エリアごとに処理できる施設が決まっていて、しかも期限を延ばせないという中で、都道府県にたとえ基金を設けたとしても、行政代執行を任せただけでその処理が進むのかという問題があります。ここで触れられているのが、行方不明、義務者が不明の場合等ですが、それ以外の場合も含めまして、都道府県が代執行権限を持つのはいいとしても、果たして都道府県だけで足りるのかという問題もあるのではないかと思います。普通の不法投棄と違いまして、要するに対象物を保有する施設があちこちに点在している。不法投棄はある程度まとまって物がどんとそこにあって生活環境上の支障が生じているので、都道府県がやらざるを得ない。これに対し、本件の場合、行政代執行といっても結局特定地域の特定施設で処理する以外にない。そう考えると、JESCO自体が特殊会社で100%国が出資している法人でもありますので、場合によってはその都道府県にプラスして、JESCO自体にその行政代執行の並行権限を与え処理させるということも考えたほうが、合理的という場合も多いかもしれません。都道府県の

情報をもとに、エリアごとにJESCOが計画的に集めてまわるという考え方です。具体的な仕組みは考えてみないと私も今すぐ言えませんが、短期間内に特定施設で処理しなければならないことを踏まえると、あり得る策ではないかと思いました。

以上です。

○酒井部会長 ただいまの御意見はお伺いしておくことでよろしいでしょうか。

それでは、このPCBの件、最後に一つ。佐々木委員のほうから、一つの機器の中でPCBの有無でパーツを分けられるのではないかと、こういう御意見があったのですが、この点についての見解を今、お話しいただくことは可能ですか。もし、慎重にということであれば、ここはある程度整理して、またの機会に御報告いただくということにさせていただいても結構ですが、いかがでしょう。

○産業廃棄物課長 それでしたら、また詳しくは改めて整理の上、御説明させていただきたいと存じますが、今、申し上げられるとしたら2点ございます。

一つは御指摘のとおり、特に安定器につきましては高濃度の安定器として保管されているものの中でも、実際によくよく調べてみるとPCB汚染が認められていない安定器も混ざっているという事態も自治体の中ではございます。そうしたものの分別は、恐らく今後処理を進める上で非常に重要だと思っておりますので、そこのところにつきましては、私どもとしてもしっかりとそうした適正な分別が進むようにということで考えてまいりたいと考えております。

あともう一点が、安定器の解体のお話がありました。安定器の中で大きく2種類ございまして、コンデンサが安定器の中に部材として組み込まれているもの、もう一つが、コンデンサが外付けのものでございます。コンデンサが外付けのものについては、銅線等で基本的に安定器本体とつながっているものでございまして、PCBで汚染されたのは安定器というより、コンデンサの部分でございまして、特に損傷がなく、ほかにPCB漏れ等がない場合には、コンデンサの部分だけ取り外して、残りの部分は高濃度PCB廃棄物ではないものと、こういうもので処理することは可能であろうかと思っております。

その一方で、安定器の中にコンデンサが埋め込まれているようなもの、これにつきましては私どものほうで調査をしたところ、実際に中でPCBが相当しみ出ている事例が多数あるということでございまして、コンデンサが埋め込まれている部分と、それ以外の部分に分けて処理をするということは認めるべきではないと、このように私どもとして考えているところでございます。それにつきましては私どもも、そうした考え方で先日省令の改正のほうもさせていただきまして、そうした考え方のお示しをしているところでございますので、基本的にはそのPCB汚染が認められるものについては、それはやはりPCB廃棄物として適正に処理が進むべきであると、このように考えておりますので、その大原則のもとで対応を進めることが大事であると考えているところでございます。

○酒井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題の1つ目、PCBの早期処理に関しては、これで終了をしたいと思えます。どうもありがとうございました。